

労山全国連盟 メールニュース

発行：日本勤労者山岳連盟 メディア局

2016年10月7日 第26号

▲△1：各地方連盟で創立から50年 記念行事があいつぐ 大阪、京都、兵庫、福岡、静岡など各地で続々と

今年、全国の各地方連盟が結成から満50周年を迎え、記念の取組みが開催されています。こうした地方連盟が各地で結成されたのは1966年のことです。

ご承知のように、労山（「勤労者山岳会」）が東京で始めて創立されたのは1960年5月でした。このあと、労山は全国各地に広がり、それを束ねる全国組織として「日本勤労者山岳連盟」（全国連盟）が1963年7月に結成されました。初代会長は伊藤正一さんです。この時点ではまだ、各都道府県には1山岳会のみで、地方連盟はありませんでした。しかし、運動の発展にともない、各都道府県にも複数の山岳会が結成され、1965年11月に東京都で初の地方連盟＝東京都勤労者山岳連盟が結成されました。この動きは全国に広がり、翌1966年に各地で続々と地方連盟が結成され、それが今日、50周年を迎えているのです。（なお、最初に結成された東京都連盟は1980年代に、運営をスムーズにするため6つの地方連盟に分割されたため（1989年再統合）、旧都連盟の歴史は中断しています）

各地方連盟の50周年の取組み

- 静岡県連
記念祝賀会 11/27（日）
会場：清水テレサ
講演：服部文祥氏
※記念誌発行、県連の歌募集中
- 京都府連
記念祝賀会 10/2（日）
会場：からすま京都ホテル
講演：翠川幸二氏
（長野県警 山岳遭難防止アドバイザー）
山のおまわりさんに聞く、
山のあんぜんと危険
- 大阪府連
記念祝賀会 6/25（日） 136名参加
会場：大阪グリーン会館
講演：山本正嘉氏
（鹿屋体育大学教授）
普段からのトレーニングと山での対策
※10/16 ダイヤモンドトレイル縦走 11/19 大阪登山
研究集会 10/28～11/5 ヒマラヤ・パノラマトレキ
ング 2017年5/13 マキノ高原集中登山
- 兵庫県連
2015年10月4日 六甲山集中登山集会
600名参加
5/28～29 氷ノ山登山集会 270名参加
記念式典 10/2（日）
会場：ホテル舞子ビラ
講演：原水章行氏（西宮明昭山の会）
「兵庫労山設立の頃」
- 福岡県連
50周年記念登山祭典 10/29（土）～30（日）
星野村 池の山キャンプ場

▲△2：全国連盟・元理事長 山本辰平さん亡くなる



1990年から1995年まで3期6年間を日本勤労者山岳連盟の理事長として、さらに1996年～2003年の4期8年間を副会長として、労山運動の発展に尽くされてきた山本辰平（やまもと しんぺい）さんが、7月1日に逝去されました。享年75歳でした。追悼文は「登山時報9月号（JWAF CLICK P30）」に掲載されていますので、ご覧ください。

「ヤヤ理屈っぽく小うるさい」と自称していましたが、とにかく話題が豊富。山の歌が大好きで、よく車の中で歌っていた在りし日の姿を思い出します。周りのみんなを魅了してしまう力がありました、山本辰平さんの生前の功績を偲び冥福を祈るばかりです。

また、先日亡くなった労山創業者 伊藤正一さんのお別れ会が、山小屋関係者などにより、山小屋営業シーズン終了後の11月ころに長野県内で開催される見通しですが、その後、労山主催により、伊藤正一さんと山本辰平さんをしのぶ会を12月に東京で開催する予定をしています。

▲△3：熊本地震救援募金 277万円集まる 10月いっぱい受付終了

全国連盟の呼びかけにこたえて、労山会員の皆さんから寄せられた熊本地震救援募金は、9月20日現在、89件277万6959円に達しました。このうち、すでに50万円を5月に熊本県連に送金し、また7月末日には浦添・全国連盟理事長が現地を訪問して、追加の100万円を手渡しています。

残金についても全額を熊本県連に託し、被災会員に配付していただきます。また、地元のボランティア団体への支援などにもあてる予定です。募金の受付は10月末で受付を終了します。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

▲△4：岐阜県は無届け登山への罰則規定を12月施行 全国で初めて、5万円以下の過料

岐阜県では、北アルプスの槍・穂高・笠ヶ岳地区や御嶽山などの指定山域に関して、今年12月1日より、冬季間および滝谷・穴毛谷など危険地域（通年）に入山する場合、無届け登山に対して5万円以下の罰金（過料）を課す条例が施行されますのでご注意ください。

こうした地域に入山する場合、すでに2014年7月から県条例で入山届け提出が義務付けされていますが、罰則を設けるのは全国的にも初めてです。

対象となるのは滝谷、穴毛谷（笠ヶ岳）、焼岳など危険度の高いエリア（通年）と、指定山城（登山届け提出が義務付けされている全域）に12月1日～4月15日に入山する場合です。これまでは、罰則（過料）規定の適用開始時期が決まっていませんでした。それを今年12月1日からと決めたものです。なお、指定山城でも滝谷・穴毛谷以外では冬季以外に入山する場合の罰則はありません（登山届提出は義務づけられています）。

また、長野県側から槍・穂稜線を縦走する場合でも対象となります。岐阜県は石川県との間にまたがる白山山城についても今年12月1日から登山届を義務付ける山城に指定します。

登山届の提出先は岐阜県知事となっていて、届け出方法や北アルプス地区の対象エリア及び罰則内容等正確には岐阜県の周知ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bo-sai/sangaku/11115/jourei.html>

| | |
|---|---|
| <p>信濃毎日新聞</p> <p>北ア・御嶽山 岐阜側無届け登山 罰則規定12月施行</p> | |
| <p>岐阜県は1日、長野県境の県山岳遭難防止条例の罰則規定を12月1日から施行すると発表し、他県から入山して登山届けを出さなかった場合、も岐阜県内の指定山城に立ち入る場合は届け出が必要となる場合、5万円以下の罰金を科す改正</p> | <p>北アの西穂高岳や滝谷など危険度の高いエリアでは通年、その他の山城では12月4月に無届けで登山すると罰則の対象となる。</p> <p>御嶽山や焼岳では火口から半径1キロ以内を対象とする。岐阜県などによると、群馬県や富山県でも同様の規定がある条例を施行済み。長野県は届け出を義務付けているが、罰則規定は設けていない。</p> |
| <p>信濃毎日新聞 9/2</p> | |

▲△5：びっくり！！ 世界で通用した労山カード



8月末から9月初旬にかけて、全国連盟の川嶋事務局長がイタリア・ドロミテ地方に旅行、ドライチンネなどをクライミングしてきました。その際に泊まったオーロンゾ小屋で、なんと労山カードで宿泊料金が割引になりました。という嬉しい話題です。

この小屋では、さすが世界中から登山者があつまる土地がらなので、アルパインクラブに所属している会員なら国籍を問わず、山岳団体所属を証明できるものの提示により宿泊料の割引を受けられます。川嶋さんの場合は、2名個室に泊まって、1泊60ユーロのところ50ユーロと10ユーロ（約1150円）の割引を受けました。労山カードの表面には“Japan Worker's Alpine Federation Membership Card”と記載され、裏には氏名のアルファベット表記と有効期限が西暦で記載されているため、イタリアでも通用したのです。これには、川嶋事務局長もびっくりしていました。



ドロミテ オーロンゾ小屋

労山のカードで山小屋、登山用具店、クライミングジムの割引が受けられます。その一覧を全国連盟会員優待施設一覧に掲載しています。使用できなかった例や割引が掲載内容と異なっているときは全国連盟事務所にご連絡ください。 (jwaf@jwaf.jp)

<http://www.jwaf.jp/list/index.html>

▲△6：労山全国連盟事務所の新しい職員です。 よろしくお願ひします。

現在、全国連盟事務所で勤務している大東伸枝さんと桑村昌子さんが、来年（2017年）2月末で定年退職する予定です。このため、新しい職員として渡辺明（わたなべ あき）さんが10月3日より勤務しています。渡辺さんは現在、「登山時報」の編集委員を務めています。1986年生まれの女性です。今後、よろしくお願ひします。